

令和7年度

## 障害児担当ケースワーカー(会計年度任用職員)募集要項

- 1【職 種】 社会福祉士、心理判定員、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、専門発達相談員
- 2【業務内容】 障害児を対象とした通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）等の申請受付・発達状況等の調査・勘案・支給の適正化、支援機関との連携（ケース会議への出席等）、サービス等に関する相談対応
- 3【採用人数】 1人
- 4【任用期間】 令和7年9月29日（月）から令和8年3月31日（火）まで  
令和8年度の任用については要相談
- 5【給 与】 <給料>  
(1)社会福祉士 月額 227,448円  
(2)心理判定員(臨床心理士、公認心理師)、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、専門発達相談員(言語聴覚士、特別支援教育士)  
月額 234,924円  
<手当>  
通勤手当（上限あり）、時間外勤務（残業）手当、賞与（期末手当・勤勉手当 ※在職期間等に応じて支給）  
<社会保険>  
健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
- 6【勤務日】 月曜日から金曜日のうち4日間
- 7【勤務時間】 午前9時から午後5時（1日7時間15分勤務・45分休憩・週29時間）
- 8【休日】 土・日・祝日と、月曜日から金曜日までの間で指定する1日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他有給休暇等あり
- 9【勤務地】 茨木市役所 南館3階 こども育成部発達支援課
- 10【受験資格】 勤務地に通勤可能で、次の(1)～(6)の要件をすべて満たす者
  - (1) 資格 社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、言語聴覚士、特別支援教育士のうちいずれかの資格を有する者
  - (2) 経験 行政機関、医療機関、障害福祉サービス事業所等で相談業務等の経験または発達支援の経験のある者
  - (3) 年齢 不問
  - (4) 自転車に乗ることができる者
  - (5) 基本的なWord、Excel入力ができる者
  - (6) 次のいずれにも該当しない者
    - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - ② 茨木市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日

から2年を経過しない者

- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 11【選考方法】 1次選考：書類審査及び小論文審査  
2次選考：面接
- 12【2次選考日】 1次選考時に通知
- 13【選考会場】 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所
- 14【申込期間】 採用決定まで随時
- 15【提出書類】 ①障害児担当ケースワーカー採用試験申込書（顔カラー写真貼付）  
②小論文  
テーマ「障害児通所支援の意義とケースワーカーの役割について」  
(800字以内)
- 16【提出先】 〒567-8505  
茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所 発達支援課  
(茨木市役所南館3階20番窓口)  
障害児担当ケースワーカー募集係  
※提出書類を郵送される場合は、特定記録郵便・簡易書留等の配達状況が確認できる方法で送ってください。
- 17【問合せ先】 茨木市 こども育成部 発達支援課 発達支援グループ 担当：中井  
電話（072）620-1633（直通）  
受付時間 午前9時から午後5時まで
- 18【備考】 ①選考結果は合否にかかわらず、郵便にて通知します。なお、2次選考日時等に関する詳細は、1次合格者にのみ通知します。  
②電話等による合否の問い合わせには応じられません。  
③「障害児担当ケースワーカー採用試験申込書」は茨木市のホームページ（<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>）よりダウンロード、または茨木市役所南館3階 発達支援課にて配付します。  
④提出書類については返却いたしません。  
記載された情報は、この採用試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。  
⑤採用になりましたら、資格を確認するため、後日、資格証等の写しを提出していただきます。  
⑥職員の前産産後休暇・育児休業取得に伴う任用ですので、令和8年度の任用については、別途相談となります。  
⑦その他、不明な点は上記問合せ先にご連絡ください。